

令和8年度

さいたま市奨学金貸付けのご案内



さいたま市では、学ぶ意欲を持ちながら家庭の経済的理由により修学費用にお困りの生徒・学生に、審査のうえ奨学金を無利子でお貸ししています。

対象となるのは、高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校に在学中又は入学が決定している生徒・学生です。

お問合せ、申請書提出先は

さいたま市教育委員会事務局 学事課 教育費支援係

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市役所 第二別館1階

TEL 048-829-1647 (直通)

FAX 048-829-1990

令和元年9月以降に本市の大学等の貸付けを受けた方で、市内在住や在学時の成績などの要件を満たした場合には、返還開始前に申請することで返還金が一部免除となる制度が利用できます。

【貸付申請ができる方】

次のそれぞれの要件を満たす方です（申請後に審査があります。）。

- ◎ 本人（＝生徒・学生）又は保護者が市内に居住しており、家庭の経済的な理由により学費の負担が困難な方。
- ◎ 高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校に在学中、又は入学が決定している方。
ただし、専修学校は、学校教育法第124条に規定された学校で、正規の修業期間が2年以上の高等課程又は専門課程に限ります。
- ◎ さいたま市入学準備金を入学時に借受けていない方。

（注1） 高等学校・高等専門学校・大学・短期大学は、学校教育法第1条に規定された学校に限ります。

（注2） 生活保護受給世帯の方で国公立高等学校に在学中、又は入学される場合には貸付け対象外です。

（注3） 大学院、各種学校、海外留学、外国人留学生は貸付け対象外です。

（注4） 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度のうち修学資金との併用貸付けはできません。

（注5） さいたま市入学準備金・奨学金の滞納がある場合は貸付けできません。

【貸付金額】

区 分	金 額
高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程）	月額15,000円
大 学、短期大学 専修学校（専門課程）	月額25,000円

※貸付期間は正規の修業期間となります。

【申請期間】

令和8年3月19日（木）から4月16日（木）まで

（土・日・祝日を除く8：30～17：00）

【申請先】

生徒・学生本人が、教育委員会事務局学事課（さいたま市役所第二別館1階）に、**申請書類を持参**してください。

※ 郵送や保護者、代理人のみによる申請書の提出は受け付けられません。

※ 申請内容について確認する場合がありますので、できれば保護者も同伴してください。

※ 書類に不備がある場合は、受け付けられません。**日程に余裕をもって**申請してください。

※ 学事課以外（区役所や支所、市民の窓口等）では、受け付けしていません。

※ 申請に必要なコピー等の費用はご自身で負担してください。

【申請時に提出する書類】

① 貸付申請書（市の所定の書式）

- ・ 別紙申請書記入例・注意事項を参照し、**「保護者」欄は保護者が、その他の欄は生徒・学生本人**が、油性ボールペン等消せないもので記入してください。
- ・ 書き損じた場合には、二重線を引いて訂正し、**二重線の近くに本人の署名を行ってください。**
なお、**修正液・修正テープ等は使わないでください。**

② 本人及び生計維持者(※)の収入を証明する書類・・・ア～ウのいずれか

ア 令和7年分の所得税の確定申告書（控）のコピー

（第一表・第二表ともに提出してください。）

イ 令和7年分の源泉徴収票のコピー（給与所得・年金所得等）

ウ 令和8年度市民税・県民税申告書及び申告受付書のコピー

◎ **同居、別居を問わず、本人及び生計維持者(※)全員分を提出してください。**ただし、世帯主等に税法上扶養されている方で、収入がない場合は、提出を省略することができます。

◎ 生計維持者が病気等により就労が困難、失業などの家計急変事由に該当する場合には、直近の収入により審査することができます。詳しくは学事課までお問い合わせください。

※ 生計維持者とは、生徒・学生の学費や生活費を負担する人を指し、原則として父母がこれに当たります。生計維持者が父又は母のいずれか1名となる主なケースは、父又は母と死別している場合、父母の離婚等により父又は母と生徒・学生が別生計となっている場合、などが該当します。

(注)令和7年度所得・課税証明書や令和7年度市県民税特別徴収税額の通知書等は、令和6年分の収入等が記載されているものであるため、該当しません。

③ （大学等の）授業料の年額がわかるもの

申請者本人が大学・短期大学・専修学校（専門課程）に在学中、又は入学される場合には、**授業料の年額が記載されているもの（入学案内等）のコピー**を提出してください。

④ 高校生以上の方の学生証コピー

生計を一にする方の中で（本人・きょうだい等）、令和8年4月1日時点で高等学校、高等専門学校、大学・短期大学又は専修学校に在学中の方がいる場合は**学生証のコピー**を、入学が決定している方がいる場合は**合格通知書や選抜結果通知書のコピーなど入学が決定していることを確認できる書類**を提出してください。

⑤ 住民票（次の条件にあてはまる方のみ）

生計を一にする方の中で**（本人を含む）、さいたま市以外に住民登録されている方がいる場合は、さいたま市外に住む方全員の住民票<本籍（国籍）・続柄・個人番号の記載なし>**を提出してください。なお、発行から3か月以内のものに限ります。

【貸付けの決定】

貸付審査委員会です得算定を主として貸付者を選考し、予算の範囲内で貸付けします。

審査結果は、5月下旬頃に、貸付けの可否にかかわらず郵送で通知します。

申請を受け付けた際に、申請書類と引換えに受領証をお渡ししますので、審査結果が到着するまで大切に保管してください。

【借受け手続】

貸付けが決定し借り受ける方は、連帯保証人を選任のうえ、次の書類を期限までに提出していただきます。

※ 貸付決定者には詳細な手引を送付いたしますので、そちらを参照し、書類をそろえてください。

- ① 借用証（市の所定の様式）…連帯保証人の印鑑登録印による連署捺印が必要です。
- ② 誓約書（市の所定の様式）
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの）
- ④ 連帯保証人の「所得・課税（非課税）証明書（一部事項証明書）」（発行から3か月以内のもの）
- ⑤ 在学証明書（原本） 課税額の均等割、所得割がわかる証明書。（各市区町村で名称が異なる場合があります）
- ⑥ 振込依頼書（奨学金の振込先金融機関等を記載）

連帯保証人の条件…次の全ての条件を満たす方です。

- ア. 成年で独立の生計を営み、令和8年4月末日時点で満65歳以下の方
- イ. 債務の弁済能力を有し、「所得・課税（非課税）証明書（一部事項証明書）」の「（市・県）均等割、（市・県）所得割」の双方が課税されている方。均等割のみの課税は不可
- ウ. 借受人の父・母は不可（離別した父母も含む）。借受人又は保護者と同居の方は不可
- エ. 「さいたま市入学準備金・奨学金」の貸付けを受けていない方、または貸付けを受けて返還が終了した方

【貸付金の振込について】

初年度は、借用証等を6月15日までに提出した方は6月30日、6月30日までに提出した方は7月15日に、前期6か月分の金額を振り込む予定です。後期6か月分の金額は、借用証の提出時期にかかわらず9月末日に振り込む予定です。

【継続借受け中の提出書類】

2年目以降も奨学金を継続して借受ける方は、毎年4月に在学証明書を提出していただきます。

【返還方法】

卒業（正規の修業期間を終了）した翌月の半年後から、貸付期間の2倍の期間内において毎月払い又は半年払いで口座振替（金融機関口座からの引き落とし）による返還が始まります。

<例1> 高校3年間で54万円借りた場合

- ・毎月払いの方法…毎回 7,500円×72回（6年間）＝540,000円
- ・半年払いの方法…毎回 45,000円×12回（6年間）＝540,000円

<例2> 大学4年間で120万円借りた場合

- ・毎月払いの方法…毎回 12,500円×96回（8年間）＝1,200,000円
- ・半年払いの方法…毎回 75,000円×16回（8年間）＝1,200,000円

- ◎ 当該学校を卒業後、さらに上級校へ進学する場合は、申請により1年間（更新可）、返還の猶予をすることができます。
- ◎ 今回の大学等に関する貸付けは、市内在住や在学時の成績など一定要件を満たした場合に、返還開始前に申請することで返還額の一部（最大で**貸付総額の4分の1**）が免除となる制度が利用できます。

この「令和8年度さいたま市奨学金貸付けのご案内」は900部作成し、1部当たりの印刷経費は、29円です。